

## 決議第1号

### 健康増進法の適正な運用と更なる増進を求める決議（案）

上記の議案を、香芝市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出し、次のとおり議決を求める。

令和3年12月17日提出

提 出 者

香芝市議会議員

眞 鍋 亜 樹

賛 成 者

香芝市議会議員

中 川 廣 美

下 村 佳 史

上田井 良 二

## 健康増進法の適正な運用と更なる増進を求める決議（案）

健康増進法では、国及び地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないと規定される。

平成30年には、健康増進法の一部が改正され、その趣旨として、「望まない受動喫煙をなくす」、「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮」、「施設の類型・場所ごとに対策を実施」とされた。

また、令和2年12月10日には、令和3年度税制改正の大綱の閣議決定においては、健康増進法の改正趣旨を踏まえ、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」とされたところである。

即ち、健康増進法の改正趣旨は、望まない受動喫煙の防止のため、公共の場所における屋外分煙施設の設置等を推進することにより、喫煙しない市民への更なる配慮した措置が求められている。また国の方では、その措置に対し、所要の地方財政措置も講じられている。

これらは、市の大きな安定した財源とされるたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資することは言うまでもない。

そして、平成30年には、「香芝市受動喫煙防止条例」が、香芝市議会から発議され、可決し、公布にも至っている。

同条例第6条には、「市の責務」が規定され、その第1項には、「市は、受動喫煙による市民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備を推進する責務を有する。」とされ、その第4項には、「市は、自ら設置し、又は管理する施設について、受動喫煙による市民の健康への悪影響が生じないように適切な措置を講じなければならない。」と、義務的措置の規定が定められている。

よって、香芝市においては、速やかに望まない受動喫煙の防止の更な

る推進のため、屋外分煙施設等の整備の設置を行う適切な措置が講じられなければならないと判断する。

以上の趣旨から、香芝市は、この決議後においては、速やかな措置を講じ、予算が必要なものについては、速やかな予算措置を行うことを要請する。

以上、香芝市における団体自治の意思決定とし決議する。

令和3年12月17日

香 芝 市 議 会